

平成 27 年 8 月 31 日

西東京市 子育て支援部 保育課
課長 様

西東京市保育園保護者連絡協議会
会長

子ども子育て審議会 審議事項についての意見

平素より、保育園運営ならびに子育て環境の整備にご尽力いただき誠にありがとうございます。

西東京市保育園保護者連絡協議会（以下、保連協という）では市内保育園利用保護者の実際の経験や加盟各園からの意見に基づき、現西東京市子ども子育て審議会にて審議が進められている入所基準について以下の通り意見申し上げますので何卒よろしくお願いいたします。

1. きょうだい加点について

入所申込の際、きょうだいがあるというだけで加点されることについては、きょうだいがある世帯にとって不公平となり、公平を保つため、①調整指数の加点を平成 26 年度より廃止し、②転園の際の調整指数を継続されているということについては全ての利用希望者への配慮、かつ、国のガイドラインに則った基準であるとの説明を受けております。しかしながら、現入所基準においては下記の通り、転園の際には必ずしも優先されておらず、育休明け及び認可外保育施設利用児と比べ不利な状況であるということが分かります。

<西東京市入所基準指数表より>

入所に際し、各申込児に対してその世帯状況に応じた点数がつけられ、その点数は①基本指数と②調整指数に分類されています。

①基本指数

きょうだい優遇に係る項目無し

②調整指数

(5)産休明けまたは育休明け予定者 +5

(7)兄弟姉妹が2園以上に在園し、同一園への転園申込みの場合 +5

(10)申込児を認証保育所、家庭的保育事業施設（略）に預けていることを常態としている場合 +5

※5、10の重複適用なし

この段階では、①基本指数が同じ場合、上のきょうだいと同じ園への転園を希望する申込児は②調整指数において、(5)産休明けまたは育休明け予定者 および (10)認可外保育施設利用児 と同じ扱い（+5点）となります。

以上を踏まえて、同点時の優先項目を確認しますと、

第6優先項目：以下の項目に該当する項目数が多い世帯の申込み児を優先する

(2) 育児休業の対象となる申込み児の兄または姉が保育所に在籍している世帯

(3) 申込児含め2人以上の保育所・地域型保育事業の利用申し込みをしている世帯

(4) 地域型保育事業または認可外保育施設を利用している世帯（保護者が育児休業中の場合は除く）

という項目がありますが、認可別園で下の子の転園希望を申し込む場合、上記の通り同点時の優先項目には該当しないため、相対的に育休明けや認可外施設からの入所希望者に比べると不利となります。

また、きょうだい加点が廃止の中、来年度から保育料も改定されるという状況が重なり、2人目以降の出産を控えるいわゆる「産み控え」を検討している家庭があることが保連協加盟各園内で確認されております。

現在子どもたちが別々の園に在籍している家庭においては、その送り迎えに倍以上の時間を掛けており、子どもたちは別々の園であることがゆえに長時間の保育を受けざるを得ない状況でもあります。子どもたちが同じ園に在籍するということは親の負担軽減以上に、子どもたちの日中の保育時間中の安定にも繋がると考えます。

きょうだい加点を配備している他自治体の保育園利用者からは、保育園に入れたからこそ2人目を産むことが出来たという意見もあり、また、西東京市内においても、きょうだい加点があった時期は同様の意見がありました。これは少子化へ大きな貢献をしていたことでもあると考えます。

この加点はこれから2人目以降を産み育てたいと考えている家庭全てに公平に作用すると考えますので、入所基準の項目への復活を是非ご検討いただきたい。

2. 優先項目について

現優先項目において、保護者が保育士の場合、優先される項目をご検討頂きたい。具体的には、第六優先項目にその旨記述する優先項目を追加頂きたい。今どこの自治体でも保育士不足により、基準ぎりぎりの人員配置で運営している保育園が見受けられます。もちろん基準内ではあるため、問題は無いと思いますが、余裕のある運営をすることは保育の質の向上にも繋がります。また、現基準においては嘱託（パート）保育士も大きく日中の保育に貢献しています。1人の保育士が復職することで、1人以上の子を預けられる環境が整うことになり、これは待機児童解消及び児童福祉に大きく貢献していることであると考えますから、優先項目を追加することで保育士がより仕事を続けやすい環境を整えて頂きたい。これは現在子育て等で離職をしている保育士の復職にも大きく貢献できると考えます。

以上